

亀山市子ども・子育て会議について

1. 設置根拠

亀山市子ども・子育て会議条例第1条に基づく。

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、
亀山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

2. 所掌事務

根拠規定：亀山市子ども・子育て会議条例第2条

◎子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務

- ①特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見を聞くこと。
- ②特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見を聞くこと。
- ③子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する意見を聞くこと。
- ④子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

◎子ども・子育て支援に関する施策の調査審議（市長諮問事項）

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市長の諮問に応じ、
市が実施する子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する
施策について調査審議する。

3. 組織

根拠規定 亀山市子ども・子育て会議条例第3条・4条

委員構成 15人以内

任期 2年 ※委員の再任は妨げない。

役職 会長・副会長（互選）

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 学識経験を有する者

(4) 市職員

(5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

○亀山市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、亀山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する施策について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第38号)の一部を次のように改正する。 [次のよう] 略